

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、仕事を辞めた後、国民年金に任意加入し、加入当初から昭和 61 年 3 月まで国民年金の定額保険料と一緒に付加保険料を納付していたはずである。当時の領収書は残っていないが、A 市において申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格を取得した昭和 53 年 7 月以降において定額保険料の未納は無く、付加保険料についても申立期間以外に未納は無いことから、年金制度に対する関心や保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人は、A 市から送られてきた付加保険料を含んだ金額が記載された納付書以外の納付書によって保険料を納付したことは無いとしている上、申立期間はいずれも 3 か月と短期間であり、申立期間①の前後及び申立期間②の直前の付加保険料は納付（申立期間②以後の昭和 61 年 4 月からは第 3 号被保険者）していることから、当該期間のみ付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、これらの期間に係る付加保険料は、制度上、納付できない（付加保険料は納付期限を経過して納付することはできない。）ところ、申立期間①の前年度の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間については、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間①及び②と同様に定額保険料が過年度納付であったと推認されるにもかかわらず、付加保険料を含めて

納付済みとされているなど、申立人の付加保険料に係る行政側の事務処理に不適切な点がみられる。

加えて、申立期間①及び②について、付加保険料の還付が行われた形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から43年3月まで

申立期間当時は、結婚して義母と同居しており、自営業であったため、夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫と義母の保険料と一緒に納付書でA市役所B出張所で納付するか、当時、出入りしていたC信用金庫D支店の担当者に納付書と現金を渡して、保険料の納付を頼んだりして、納付してくれていたと記憶している。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月の結婚（戸籍上の婚姻は同年12月）後、夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、夫婦及び義母の三人分を夫が納付してくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年9月に払い出されていることから、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、42年7月から43年3月までの保険料については、過年度納付することは可能であった。

また、申立期間同様、過年度納付することが可能であった昭和43年度の保険料については、A市の国民年金被保険者名簿により、昭和44年10月に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫及び義母はいずれも申立期間は納付済みである上、国民年金に加入して以降60歳に到達するまでの長期にわたり保険料の未納は無く、申立人も昭和43年4月以降60歳に到達

するまで長期にわたり未納は無いことから、家族の国民年金保険料を納付していたとする夫は保険料の納付意識は高かったと考えられる。

これらを踏まえると、夫が申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和40年11月から42年6月までの保険料については、国民年金手帳記号番号払出時点では、時効により納付することはできないほか、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする夫は既に死亡しているため、加入手続時の状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、夫が申立期間のうち、昭和40年11月から42年6月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から48年3月まで

父親が私と母親の国民年金加入手続を一緒に行い、加入後の国民年金保険料も納付していた。父親は既に死亡しており、母親も高齢のため、申立期間当時のことは何も分からない。保険料を納付したことを示す資料も無いが、私の年金手帳には変更印が押されているものの、他人の氏名が記載されているほか、私の指摘により昭和51年度の保険料がA市とB市の両方で重複納付されていたことから、平成20年になって返金されるなど、当時の事務処理が信用できない点もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無い上、一緒に加入手続した母親も国民年金加入期間において未納は無いことから、申立人及びその母親の加入手続及び加入後の保険料納付を行っていたとする父親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、母親と連番で昭和49年4月11日にA市で払い出されており、母親は任意加入被保険者として資格取得したとされており、その資格取得日は同年2月28日とされていることから、この日に初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達時である46年*月*日とする事務処理がなされたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から同年12月までの保険料は時効により納付することができないものの、47年1月から48

年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、申立人が主張するとおり、昭和51年10月から同年12月までの保険料が平成20年6月24日に還付されていることが確認できる。この還付された保険料が納付された時期は、申立人が婚姻（昭和51年11月）によりA市からB市に転居（国民年金被保険者台帳では同市への住所変更年月日が同年10月24日と記載されている。）したころであり、当該期間の保険料については、父親が納付書によりA市で納付するとともに、申立人はB市に転入後に同市で納付したものと推認される。このことから、申立人の加入手続を行った父親が加入手続が行われた昭和48年度の保険料のみ現年度納付し、申立期間のうち、過年度納付が可能であった期間の保険料について納付しなかったとは考え難く、納付意識の高かった父親が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から56年3月まで

母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。加入後の国民年金保険料は母親が納付書により妻の分と一緒に納付してくれたと記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人及び婚姻（昭和55年5月）後における妻の分の保険料を納付してくれていたとする母親は、国民年金制度発足当初の36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において未納は3か月（62年4月から同年6月まで）のみであることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、妻も婚姻前及び婚姻後の国民年金加入期間はすべて納付済みとされている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年7月30日にA市で払い出されていることから、このころに申立人の加入手続きが行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付が可能である上、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和55年度の備考欄に「納付書発送」のゴム印が押されていることから、当該年度の未納保険料について社会保険事務所（当時）から過年度納付書が送付されたものとみられる。このため、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった母親が申立期間の保険料を、送付されてきた過年度納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月及び同年12月

私は、具体的にいつから国民年金の加入者になるのか分からずA市役所に問い合わせたところ、平成2年11月からだと言われたので、その時から国民年金保険料の納付を始めた。国民年金加入手続については母親が行ってくれたと思うが、あまり覚えていない。送付されてきた国民年金の納付書と保険料を毎月、母親に渡し、金融機関で納付してもらっていた。私はその領収証書の領収日付印を毎月確認しており、申立期間も間違いなく保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする母親は、昭和45年10月から厚生年金保険被保険者資格取得日の前月の平成2年1月までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）はすべて納付済みとされていることから、申立人及びその母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月5日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって20歳到達時の2年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の3年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されているこ

とが確認できることから、同様に過年度納付が可能であった申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった母親が、申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私は20歳になって家業を手伝うようになり、母親が私の将来の生活保障のために私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。同じく申立期間当時同居していた兄は国民年金制度発足当初から国民年金に加入しており、保険料は母親が加入当初から納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間はすべて納付済みとされているほか、昭和54年度から18年にわたる国民年金保険料は前納されている上、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする兄の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達日の前月の平成5年*月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月31日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、資格取得日をさかのぼって20歳到達時の49年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から50年6月までの保険料は時効により納付することができないものの、同年7月から51年3月までの保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和51年度の保険料

が過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、申立人の加入手続を行い、納付意識の高かった母親が過年度納付が可能であった昭和50年7月から51年3月までの保険料を未納としたとは考え難く、母親が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月20日から同年9月12日まで

私は、A社に、平成4年2月から6年8月まで、正社員として勤務した。当時の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に積算業務を担当していた同僚は、「私は、入社してすぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得した。当時、少なくとも、積算業務を担当する社員には、試用期間はなかった。」と証言している。

さらに、申立人から「5月分」と記載された給与明細書が提出されており、申立人が同月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるところ、当該給与明細書には「平成4年5月分」とは記載されていないものの、健康保険料、厚生年金保険料及び所得税の額は、同年5月に適用されていた料率及び税率を適用して得られた額と一致している上、A社の複数の同僚は、当該給与明細書の様式について覚えがあると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は58万3,000円、申立期間③は62万1,000円、申立期間④は59万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①については、賞与支払届に記載されている金額に誤りがあり、申立期間②から④までの期間については、同届書が提出されていなかったとのことなので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により26万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が26万5,000円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立期間の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間②は58万3,000円、申立期間③は62万1,000円、申立期間④は59万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は44万4,000円、申立期間③は43万4,000円、申立期間④は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①については、賞与支払届に記載されている金額に誤りがあり、申立期間②から④までの期間については、同届書が提出されていなかったとのことなので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により18万5,000円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が18万5,000円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立期間の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間②は44万4,000円、申立期間③は43万4,000円、申立期間④は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を66万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は72万6,000円、申立期間③は75万2,000円、申立期間④は75万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①については、賞与支払届に記載されている金額に誤りがあり、申立期間②から④までの期間については、同届書が提出されていなかったとのことなので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（66万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により22万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が22万円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立期間の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間②は72万6,000円、申立期間③は75万2,000円、申立期間④は75万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は40万5,000円、申立期間③は39万6,000円、申立期間④は48万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月31日
② 平成18年8月10日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①については、賞与支払届に記載されている金額に誤りがあり、申立期間②から④までの期間については、同届書が提出されていなかったとのことなので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により15万円の標準賞与額に相当する賞与額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が15万円を賞与額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④について、A社から提出された申立期間の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間②は40万5,000円、申立期間③は39万6,000円、申立期間④は48万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は63万5,000円、申立期間③は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②及び③の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は63万5,000円、申立期間③は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万円、申立期間②は34万2,000円、申立期間③は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②及び③の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②は34万2,000円、申立期間③は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は125万円、申立期間②は109万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月20日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は125万円、申立期間②は109万3,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は41万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月20日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は41万9,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は48万円、申立期間②は50万8,000円、申立期間③は50万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②及び③の賞与明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細表において確認できる保険料控除額から、申立期間①は48万円、申立期間②は50万8,000円、申立期間③は50万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与明細表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続をしていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和45年6月からA社に勤務し、社命により、47年4月1日に関連会社のB社に転籍となった。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については、被保険者記録が無く、1か月の空白期間とされていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社及び同社の関連会社のB社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年2月の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和61年2月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、当時の事業主は既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日

を47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月及び同年 11 月

A事業所在職中に、B社の内定をもらったので、A事業所を平成9年8月に退職し、同年10月からB社に勤務した。長く続けたいと思っていたが、体調を崩したため同年12月半ばに、やむを得なく退職した。

B社での給与は、A事業所と大差なくもらっていたと記憶しているにもかかわらず、B社での標準報酬月額が極端に低い額となっているため、正しい標準報酬月額に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、B社における資格取得時に、報酬月額を1万5,000円として、9万2,000円で決定されていることが確認できる。

しかしながら、平成9年当時において、給与額が月額で1万5,000円であるとは通常考え難い上、申立人の標準報酬月額は、B社における同僚の標準報酬月額と比較して著しく低い額となっている。

また、B社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士が保管する事業所台帳の写しによると、申立人の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額は15万円と記録されている上、同時期に手続が行われた雇用保険の資格取得時の給与額は15万4,000円と記録されていることが確認できる。

さらに、B社を管轄していた年金事務所は、「報酬月額の入力時に、15万円とするところ1万5,000円として、入力を間違えた可能性が高い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月16日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和24年10月から44年2月1日まで継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答によると、当該異動は昭和31年7月11日付けであったとされており、申立人は、申立期間において既に同社B支店で勤務していたものと認められることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者台帳の昭和31年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料は無いものの保険料を納付したと主張しているが、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 8 年 9 月まで

私が、A社（勤務実態は、関連会社であるB社で勤務。）に勤務していた期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成 8 年 9 月までの標準報酬月額が給与明細書の厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額と比較して低く記録されているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年 6 月、同年 10 月、同年 12 月から 3 年 2 月までの期間、同年 4 月から 7 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 8 年 9 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成元年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、3 年 3 月及び 7 年 10 月については、申立人から給与明細書は提出されていないものの、その前後の月の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、当該期間においても前後の月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成元年 4 月及び同年 5 月については、申立人から提出された給与明細書によると、B社では毎年 4 月に給与の昇給が行われるとともに、保険料控除額も改定されていることがうかがえるところ、申立人か

ら提出された平成元年度の当該期間以外の月に係る給与明細書（元年6月、同年10月及び同年12月から2年3月までの期間）の厚生年金保険料控除額はすべて同額であることから、当該期間においても元年度の当該期間以外の月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から<標準報酬月額>（別添一覧表参照）に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年8月から平成元年3月までの期間については、申立人及び当時の同僚は、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認できる給与明細書等を保存しておらず、A社の元役員も、「もう廃業しているので、当時の資料も残っていない。」と回答しており、申立人に係る当該期間における保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別紙<標準報酬月額>一覧表

申立期間		標準報酬月額
平成元年	4月	24万円
	5月	24万円
	6月	24万円
	7月	24万円
	8月	24万円
	9月	24万円
	10月	24万円
	11月	24万円
	12月	24万円
平成2年	1月	22万円
	2月	22万円
	3月	22万円
	4月	36万円
	5月	34万円
	6月	36万円
	7月	34万円
	8月	36万円
	9月	36万円
	10月	36万円
	11月	36万円
	12月	36万円
平成3年	1月	32万円
	2月	34万円
	3月	34万円
	4月	34万円
	5月	36万円
	6月	36万円
	7月	38万円
	8月	38万円
	9月	36万円
	10月	34万円
	11月	38万円
	12月	36万円
平成4年	1月	34万円
	2月	38万円
	3月	36万円
	4月	36万円
	5月	38万円
	6月	38万円
	7月	38万円
	8月	36万円
	9月	38万円
	10月	38万円
	11月	38万円
	12月	36万円

申立期間		標準報酬月額
平成5年	1月	34万円
	2月	34万円
	3月	34万円
	4月	36万円
	5月	36万円
	6月	36万円
	7月	36万円
	8月	34万円
	9月	36万円
	10月	36万円
	11月	36万円
	12月	36万円
平成6年	1月	34万円
	2月	36万円
	3月	36万円
	4月	38万円
	5月	38万円
	6月	38万円
	7月	38万円
	8月	32万円
	9月	38万円
	10月	38万円
	11月	32万円
	12月	38万円
平成7年	1月	34万円
	2月	38万円
	3月	38万円
	4月	32万円
	5月	32万円
	6月	32万円
	7月	32万円
	8月	32万円
	9月	32万円
	10月	32万円
	11月	32万円
	12月	32万円
平成8年	1月	32万円
	2月	32万円
	3月	32万円
	4月	32万円
	5月	32万円
	6月	32万円
	7月	32万円
	8月	32万円
	9月	32万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から39年8月20日まで

私は、脱退手当金サンプル調査で、脱退手当金を受け取ったことになっていると知った。私は、脱退手当金の制度すら知らないので、自分で手続することはない。当該期間について、被保険者として復活させ、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 2425

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年5月まで
会社退職の際、上司から「老後のために国民年金保険料を納めた方が良い。」と言われたので、結婚後、A市B区にある自宅近くの郵便局で40歳くらいの女性に、毎月1,200円ぐらいの国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、A市B区の郵便局で申立期間の保険料を毎月納付したとしているが、保険料納付の前提となる国民年金加入手続を同区役所で行った記憶は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月にC市で払い出されたことが確認でき、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこのころに初めて同市において国民年金加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間は夫が厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金の任意加入の対象となる期間であり、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は昭和52年6月に任意により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が当時居住していたA市においても申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた記録は存在しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年3月まで

私は、20歳の時から国民年金に加入していたと思うが、国民年金保険料を納付しなかったという記憶は無く、申立期間に1回も納付していないのはおかしいと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶は明確ではなく、これらの状況についての詳細は不明である。

また、申立人は、20歳のころから国民年金に加入していたのであれば保険料を納付していると思うとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月ごろに払い出されており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころに初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われ、申立人が20歳になった43年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。これらのことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の上記払出日を基準とすると、過年度納付によりさかのぼって申立期間の一部の保険料を納付することは可能であったものの、前記のとおり、申立人は申立期間の保険料納付に関する記憶は明確ではないことから、過年度納付に係る具体的な証言は得られない上、申立期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、妻については、婚姻（昭和47年1月）した年度である昭和46年度以降の保険料は納付済みとされているものの、申

立人からの聴取では、妻の納付状況の詳細も不明であるほか、国民年金手帳記号番号払出簿によると、妻の記号番号は47年2月ごろに払い出されているのに対し、申立人の記号番号が払い出されたのは上記のとおり51年10月ごろであることから、妻の保険料が納付されていることをもって、申立人の当該期間について保険料が納付されていたものと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成2年2月まで

私は、当時は学生であったため、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続きに直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、加入手続きについての記憶は明確ではないことから、申立期間に係る加入手続きの詳細は不明である。

また、母親は、申立人が20歳になったころ、母親自身の住所地であるA市において申立人の加入手続きを行い、保険料の納付を行っていたとしているが、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人が20歳に到達した昭和61年*月時点の申立人の住所地はB市にあったことが確認でき、この時点では、A市において国民年金加入手続き及び保険料納付を行うことができなかったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間を通じて学生であったとしていることから、当時、国民年金の任意加入対象者となり、加入義務は無かったところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が20歳に到達した当時の住所地であるB市及びその後の住所地であるA市（昭和62年3月にB市から住所変更。）のいずれにおいても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録は存在しないほか、母親は、通常、加入手続き後に交付されるべき申立人に係る年金手帳は受領しなかったともしている。これらのことから、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入であったものとみられ、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかったも

のと考えられる。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

20歳になったのを契機に国民年金保険料を納付するよう通知が来たので、父親が国民年金加入手続を行い、市から送られてきた納付書にあるとおり3、4回に分けて郵便局で保険料を納めてくれていた。国民年金のことを父親と話し合ったことや、実家に帰省していた時は自分で郵便局に保険料を納めに行ったこともあるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になったのを契機に父親が国民年金加入手続を行ったとしているが、これを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続、保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月ごろに払い出されたと推認でき、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、5年*月（20歳到達時）から6年3月（同年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得。）までをさかのぼって国民年金被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付できなかった。

さらに、申立人は申立期間の保険料を郵便局で納付したとしているが、申立人の申立期間当時の住所地であるA市では郵便局で保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張とは相違する。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月、同年12月及び8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月及び同年12月
② 平成8年8月

私は、平成6年10月にそれまで勤務していた会社を退職した後、次の会社に就職して厚生年金に加入するまでの期間について、A市において国民年金保険料を納付していたはずである。また、8年8月についても同様に保険料を納付したと思う。年金手帳の記録を見ると、申立期間の保険料を納付しているのので、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、会社を退職した後A市において加入手続をして保険料を納付したとしているが、加入手続の方法、時期や場所並びに保険料の納付金額及び納付場所^{あいまい}についての記憶は曖昧であることから、加入手続及び保険料納付の詳細な状況は不明である。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人がA市に居住したのは、平成8年9月以降であり、申立期間①及び②当時はB市C区に居住していたことが確認できることから、A市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間①及び②に係る被保険者資格の得喪日が記載され、A市のゴム印が押されているところ、同市が国民年金手帳に資格取得に係る記載等を行うことができたのは、上記申立人がB市C区からA市に転居した平成8年9月以降であり、その時期は申立人が同市において国民年金に再び加入する手続を行った10年5月と推認されることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入となり、保険料

を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、A市において年金手帳に申立期間①及び②に係る記載等が行われた時点を基準とすると、申立期間①については既に時効が成立しており、さかのぼって保険料を納付することはできなかったと考えられ、申立期間②については、申立人は平成8年8月14日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その5日後の同年8月19日に再び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、制度上、国民年金保険料の納付は不要であり、保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人が所持する年金手帳の国民年金の資格記録に申立期間①及び②が記載されていることをもって、当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、このことは、資格取得期間であることを示すものであり、保険料の納付があったことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、申立期間当時、短大生であったが、平成6年*月、20歳になったのを契機に、母親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付は、母親が毎月、郵便局で自身の分と一緒に納付し、領収書を受け取っていたと聞いている。2歳年下の妹も同じような経緯で加入手続をし、保険料は母親が納付し、領収書も残っている。姉妹分け隔てするような母親ではなく、母親や妹には未納が無いのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続時期及び加入手続場所についての記憶が曖昧である上、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無については覚えておらず、申立期間の保険料納付についても申立人と一緒に納付した記憶しかないとしており、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、平成6年*月ごろに母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（9年1月）後の13年7月1日とされており、基礎年金番号導入前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市においても申立期間において申立人が国民年金に加入していた記録は存在しない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、母親は当該期間の保

険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年3月まで

私は、申立期間当時、学生で実家から離れていたが、住民票は実家のA町のままにしておいた。父親から、「国民年金の案内が届いたので加入手続きを行い、こちらで保険料を納付しておく。」と聞いた記憶がある。会社に就職した2年ほど後に、父親から納付を中止した旨の連絡を受けたが、手帳等を受け取らずにそのままにしておいた。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A町においても、申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったこととなり、父親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までは厚生年金保険被保険者期間とされていることから、当該期間の国民年金保険料が納付されていた場合、国民年金保険料は還付されることとなるが、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらない上、申立人も保険料の還付について父親から聞いたことはないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年11月まで

私は、勤務先を退職後の昭和46年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付した。加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は無く、保険料を納付していたことを証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料納付等についての記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月1日に払い出され、同年12月22日に任意加入被保険者として資格取得したとされている上、A市が保管する記録においても、申立人の資格取得日は同一日とされていることから、この資格取得日に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間において申立人は、共済組合加入者の配偶者であり、国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月、同年5月から同年7月までの期間及び15年5月から16年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月
② 平成12年5月から同年7月まで
③ 平成15年5月から16年1月まで

私が20歳になった時、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続をしてくれた。その後も、私が事業所を辞めるたびに母親が同区役所で加入手続をしてくれ、国民年金保険料については、私が同区役所から送付されてきた納付書により、毎月、同区役所の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続は、すべて母親が行い、申立期間の国民年金保険料は、自身がA市B区役所から送付されてきた納付書により、毎月、同区役所の窓口で納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が無いとしているほか、同市では、保険料の収納業務は区役所窓口では行っていなかったとしている上、平成14年4月からは、保険料徴収事務は国に一元化され、市町村では取り扱っていなかったことから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①及び②の時期では、保険料の収納事務は、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取装置（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られていること、及び申立期間③の時期の保険料の収納事務は、前述のとおり、平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことなどから、誤った納付書の発行、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで

私は、昭和41年ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来る集金人に^{さかのぼ}って国民年金保険料が納付できると言われたので、申立期間の保険料を集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに申立期間の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を3か月に一度自宅に来た集金人（国民年金推進員）に^{さかのぼ}って保険料が納付できると言われ、2年分まとめて納付し、その後は3か月ごとに集金人に納付したとしているところ、申立人は、申立期間のうち、^{さかのぼ}ってまとめて納付した2年分の保険料額は覚えていないほか、この納付した2年分以外の期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶も無い上、A市では、過年度保険料は、集金人（国民年金推進員）は取り扱っておらず、申立人も申立期間の保険料は金融機関では納付した記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、1回目は、昭和40年4月26日にA市B区で払い出されているが、同年8月20日に資格取消とされ、2回目は翌年の41年5月21日に資格取得日を37年*月*日（20歳到達時）として同区で払い出されていることが確認できる。このため、申立人の国民年金加入手続は、2回目の手帳記号番号が払い出されたところに行われ、

この加入手続において^{さかのぼ}遡って同年*月*日(20歳到達時)を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年11月から39年3月までの保険料は時効により納付することはできず、同年4月から41年3月までの保険料については過年度納付することは可能であったものの、前述のとおり、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が当該期間の過年度保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

平成3年4月から学生でも国民年金に強制加入になったので、母親が私の国民年金加入手続と保険料納付を行い、同年4月から4年3月までの領収書を所持している。ねんきん特別便で、国民年金の加入月数が11か月となっていたので照会したところ、還付しているとの回答があった。しかし、還付された記憶が無いので、社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、還付ではなく、同年3月は厚生年金保険に加入しているので、国民年金保険料の納付自体されていないという回答だった。手元には12か月分の領収書がありつつまが合わないし、還付を受けた記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成3年度国民年金保険料領収書を見ると、申立人が主張するとおり、申立期間の国民年金保険料(9,000円)が平成4年3月30日に納付されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成4年3月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとされている。このため、申立期間の保険料は、厚生年金保険と重複することから、過誤納保険料となり、還付されることとなる。同記録の過誤納記録欄を見ると、申立期間の保険料(9,000円)は、申立人が厚生年金保険に加入したことを理由に同年6月12日に還付決定され、同年6月26日に母親名義のA銀行B支店の普通預金口座に振り込まれたことが明記されている上、母親は、申立期間の保険料が振り込まれたとされている銀行口座を開設しているとしていることから、この還付記録に不自然な点は見受けられない。

また、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 21 日から 43 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 42 年 8 月ごろ A 社に入社し、平成 15 年 1 月に退社した。

ねんきん定期便を確認したところ、資格取得日は昭和 43 年 5 月 21 日とされており、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっていることが分かった。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和 43 年 1 月 5 日とされていることから、申立人は、申立期間のうち、同年 1 月 5 日以降の期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「当時の人事記録等は残っていないが、データベースによると、申立人の社員番号である * 番について、昭和 43 年 5 月 21 日に仮雇、同年 7 月 21 日に本雇に登用と記録されている。しかし、それ以前の記録は無いので、当該期間の勤務実態等については分からない。」と回答しており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と、同社のデータベース上の申立人の仮雇日は一致していることが確認できる。

また、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 35 人について、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同社のデータベースの記録を突合したところ、仮雇日より 2 ないし 3 か月前に被保険者資格を取得している者が 8 人認められるものの、申立人と同様に、仮雇日と被保険者資格の取得日が一致している者が 27 人と多数であることが確認できる。

さらに、B 健康保険組合における申立人の健康保険資格の取得日は、厚生年金保険資格の取得日及び仮雇日と一致していることが確認できる。

加えて、仮雇日と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「当時、入社してから仮雇になるまでには、試用期間があり、その間は社会保険に加入することはできなかった。配属先により対応は異なり、長い人の場合には、試用期間が1年から2年もあった。」と証言しており、また、仮雇日より前に被保険者資格を取得している同僚は、「A社に入社した際に、会社から、当社では試用期間があり、その間休まず出勤したら本採用にすると言われた。私は、入社してから約2年間も厚生年金保険に加入させてもらえず、被保険者資格を取得してからさらに3か月後に仮雇になった。」と証言していることから、申立期間当時、A社では、試用期間の長さは一律でなく、すべての社員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月27日から同年5月1日まで
② 昭和35年8月30日から同年9月1日まで

私は、昭和31年3月27日にA社に正社員として採用され、35年8月31日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は31年5月1日から35年8月30日までとされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた申立期間当時の取引先の事業主は、「A社は、中学を卒業した者を、毎年、数人技術者として採用していた。申立人が、中学を卒業して、すぐに同社に入社してきたことを覚えている。」と証言しているところ、申立人は、「私は、兄の紹介で、中学を卒業して、すぐにA社に入社した。入社日は、昭和31年3月27日だったことをはっきりと覚えている。」と述べていることから、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和41年7月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同年3月*日に解散し、同年11月*日に清算終了している上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社しても、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」「会社は、仕事ぶりを見て給料を決め、厚生年金保険に加入させるかどうかについても決めていた。すぐには厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と証言しており、当時同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険

者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、上述のとおり、A社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人のことを覚えていない旨証言しており、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を喪失した前後の時期に被保険者資格を喪失した同僚は、「自分の退職日と被保険者資格の喪失日とは一致している。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年9月まで

私のA社における標準報酬月額については、平成元年7月から2等級上がっていないはずなのに、2年9月までの期間について、従前の標準報酬月額のまま据え置かれている。支払明細書を提出するので、さかのぼって適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支払明細書により、申立期間について、その主張する給与月額が支給されていたことが認められる。

しかし、当該支払明細書で確認できる申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された申立期間当時の給与関係資料（申立人に関する給与の明細データ）によれば、申立期間において同社が源泉控除した申立人に係る厚生年金保険料控除額は、当該支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月18日から50年9月1日まで
② 昭和50年9月から51年1月まで

私は、派遣会社であるA社に昭和48年春ごろに入社し、各会社に派遣されていた。また、私は、勤務した期間において、給与は、毎月15万円はもらっていたと思う。

申立内容について、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、入社した時期は特定できないが、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和51年12月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同社は同年9月*日に解散し、当時の事業主は死亡しているため、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前は覚えていない。A社では、当時、試用期間があった。」「申立人のことは覚えていない。社員の中には、社会保険に加入しない人もいた。」と証言しており、当時、同社では、すべての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚(1人は姓のみ)については、いずれも同人を特定することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はうかがえない。

また、前述のとおり、A社は昭和51年9月*日に解散しており、事業主は死亡しているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない上、当時の同僚は、給与明細書等は保管していないと証言している。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月28日から27年2月1日まで
② 昭和27年7月2日から同年11月1日まで
③ 昭和28年5月31日から30年5月9日まで

私は、労務・経理事務員として、昭和27年1月末までA社に勤務した。その後、B社で、経理事務担当者として、同年10月末まで勤務した。さらに、C事業所で、労務・経理事務員として2年間余り勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事業主の妻及び申立期間に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の証言から判断して、退職した時期は特定できないが、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和25年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、同日後の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は、平成5年10月*日に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「当時、建設資材が高騰し、その影響で利益が出なくなっており、会社の経営が苦しくなっていた。翌年の昭和26年に、会社はつぶれた。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和25年1月から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月1日までの期

間に、申立人及び13人の同僚全員が暫時被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当時、同社では、経営上の理由により、計画的に被保険者数を削減したものと考えられる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の喪失日（昭和25年2月28日）は、いずれも一致している。

申立期間②について、B社は、当時の関係資料が無く分からないと回答しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、B社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「私は、申立人の後任としてB社に入社したので、申立人の名前は聞いたことがある。しかし、入社した時には、申立人は、既に退職しており、会ったことはない。」と証言しているところ、当該同僚は、申立人が被保険者資格を喪失した約2週間後に、同社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の喪失日（昭和27年7月2日）は、いずれも一致している。

申立期間③について、C事業所の当時の事業主の子息及び同事業所と同一建物に入居していた別の会社の社員の証言から判断して、期間は特定できないが、申立人は、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、商業登記簿謄本によれば、C事業所は、昭和56年10月*日に解散しており、当時の事業主の子息が、火事で関係資料はすべて焼失したので当時のことは分からないと回答していることから、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、同事業所の当時の事業主についても、同事業所における厚生年金保険被保険者記録は認められない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から36年8月5日まで

A社は、昭和29年5月に法人化しているが、私は、法人化以前から同社に勤務しており、申立期間当時から厚生年金保険の被保険者であったはずなので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の従業員の証言から、申立人は、申立期間について、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は、昭和36年8月5日と記載されており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された厚生年金保険被保険者資格取得日の記録と一致する。

また、昭和29年5月1日から36年8月5日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、昭和39年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時、社会保険の事務を担当していた監査役は既に死亡しており、当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から40年6月1日まで
年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和37年4月1日とされており、申立期間における同社での厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、A社には昭和40年5月末まで正社員で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA社から提出された申立人の退職日が記載された社内報により、申立人が、申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和36年4月1日から37年4月1日までの期間、同社（同社C支店及び同社B支店）において被保険者記録が継続していることが確認できるが、その後、申立人が申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

また、申立人の父親が経営していたとされるD社の商業登記簿によると、申立人は、昭和31年に同社の取締役就任しており、オンライン記録によると、A社入社前の35年5月1日付けでD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間を含め同日から52年7月31日までの期間における

同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、D社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和36年11月に婚姻した妻及び37年*月に出生した子は、同社で申立人の被扶養者として記録されていることが確認できる。

さらに、A社B支店で申立人と申立期間と一緒に勤務していた同職種の同僚は、「申立人は、A社B支店で勤務していながらも、家業のD社で取締役の仕事をしていた。申立人から家業の仕事について何度か話を聞いたことがある。」と証言している。

加えて、A社は、「申立人は、昭和40年5月末まで在籍していたが、当時の賃金台帳等はないため、申立人の厚生年金保険の取扱いは不明である。」とした上で、「当社は、申立期間から現在に至るまで、原則、兼業は禁止である。」と回答していることから、申立人が同社で勤務しながら、D社に籍を置き兼業していたという特殊な状況を勘案すると、A社における厚生年金保険の取扱いについても、申立人は、通常の本社の従業員とは異なる取扱いとされていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年ごろから 62 年 3 月ごろまで

A事業所に勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元上司の証言から判断して、申立人は、時期は定かでないが、申立期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所の当時の事務担当者は、「申立人に記憶は無く、どういう勤務条件で働いていたかも分からない。当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

さらに、A事業所から社会保険事務を委託されている顧問事務所は、「A事業所を含め同事業所の関係会社の連名簿から、申立人が主張している名前について調べてみたが、該当する者は見当たらなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4259 (事案 1163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 31 年 9 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 4 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

新たな資料等はないが、申立期間において、健康保険被保険者証をもらい、使用した覚えがあるので、再度調査の上、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からも保険料の控除について確認できないこと、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票から、申立人の年金手帳記号番号が昭和 31 年 9 月 4 日に同社で払い出されたことが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見られないこと、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、申立期間に健康保険被保険者証を使用した覚えがあるので、再度調査してほしい。」と申し立てしているところ、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人が使用した覚えがあると主張している健康保険被保険者証については、申立人が名称を挙げている医療機関は、その所在を確認することができない上、申立人はほかの医療機関については名称を記憶していないため、申立人の主張を裏付ける事情を確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 26 日から 40 年 9 月 1 日まで
昭和 37 年 1 月 1 日から 40 年 8 月 31 日まで A 社に勤務し、退職後、間を置かずに B 社に入社し、同年 9 月 1 日から同社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において継続して A 社に勤務し、その後、間を置かずに B 社に入社した。」と主張している。

しかし、当該期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 10 人からは、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言が得られない上、当該期間に B 社において被保険者記録のある者 3 人が、「申立人は、申立期間に B 社に勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人は、入社時期は特定できないものの、申立期間においては、申立てに係る A 社ではなく B 社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人と同時期に B 社に入社したとされる同僚には、同社における被保険者記録が確認できない。

さらに、B 社の申立期間当時の専務及び事務担当者は、「自分の被保険者記録と実際の勤務期間は一致していない。」と証言している。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び A 社における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4261 (事案 1710 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年1月1日まで
前回の申立てに対する委員会の判断には、到底納得できないので、再度申立てをする。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の商業登記簿の記載及び申立人の妻の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続及び健康保険証の回収処理など社会保険事務所(当時)の一連の手続に不自然な点はみられないこと、申立人は、平成7年3月1日から国民健康保険に加入していること、同社は、既に解散、清算結了しており、当時の資料は保管されていない上、事業主である申立人も当時の記憶が無いとしていることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた状況は確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には、到底納得できない。」と主張し、申立期間について再度申し立てたものであるが、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4262 (事案 1711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで
前回の申立てに対する委員会の判断には、到底納得できないので、再度申立てをする。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において夫の被扶養者として認定されていること、同社は、既に解散、清算終了しており、当時の資料は保管されていないことから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた状況は確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てに対する委員会の判断には、到底納得できない。」と主張し、申立期間について再度申し立てたものであるが、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4263（事案 454 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 15 日から 44 年 10 月まで

前回の申立てについて、厚生年金保険料を A 社の給与から控除されていたことが確認できないという通知を受けたが納得できない。また、申立期間について、厚生年金保険に加入していたのに、国民年金の記録になる理由が無い。再度調べて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の在籍記録及び厚生年金保険に係る資料は廃棄済みのため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定には納得できない。申立期間について、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、国民年金の記録になる理由が無い。」などと主張し、申立期間①及び②について再度申し立てたものである。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、新たに A 社、及び申立期間①と②の間に被保険者記録が確認できる B 社の複数の同僚から調査協力が得られたが、申立人が申立期間において A 社に勤務していたとする証言がある一方、正確な期間は特定できないものの、同時期に申立人が B 社に勤務していたことをうかがわせる証言もある。

また、申立期間より前の期間に A 社における被保険者記録が確認できる同僚

は、「自分が勤務していた当時は、全員厚生年金保険に加入していたはずだと思うが、申立期間当時は、既に退職しているため、厚生年金保険の取扱いについて分からない。」と証言しており、申立期間に同社における被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、自分が厚生年金保険に加入していたこともよく知らなかったので、会社の厚生年金保険の取扱いについては全く分からない。」と証言しており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

なお、申立期間については、国民年金の納付済期間となっていることが確認できるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月7日に払い出されていることが確認でき、そのころ、申立人の国民年金加入手続が行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した40年3月11日までさかのぼって資格取得したものとみられるところ、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付されたことが、国民年金被保険者台帳により確認できることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはうかがえない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 58 年 7 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、資格喪失日が間違っって同日とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 58 年 7 月 31 日まで勤務していた。」と主張しているものの、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、同年 7 月 30 日とされている。

また、A社は、平成 10 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を承継するB社は、「資料を引き継いでいないため、申立人の退職日については不明。」と回答しており、申立人のA社における退職日について確認できない。

さらに、申立人から提出された給与明細書及びA社の元社会保険事務担当者の証言により、同社では、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していることが確認できるところ、当該給与明細書によると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 23 日から 44 年 3 月 31 日まで
昭和 41 年 3 月に学校からの紹介でA社に入社した。2年から3年働いた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では2年から3年働いた記憶があるが、同社における厚生年金保険の被保険者記録は入社後の3か月しかない。」と主張しているところ、A社の人事記録によると、申立人は昭和41年6月23日に同社を退職したとされている上、雇用保険の記録においても、同日が同社における申立人の離職日とされていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間に申立人が勤務していたことを確認できる資料等はない。」と回答している上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められ、同社で勤務していたとする複数の同僚は、いずれも、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から同年7月まで

申立期間にA社に勤務しながらB社にも勤務していた。同社での報酬がA社の標準報酬月額に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務しながらB社にも勤務していたにもかかわらず、申立期間のA社の標準報酬月額にB社の報酬額分が合算されていない。」と主張している。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、「48.11 B社 49.5.1 2以上取消」、B社の同原票に、「48.11 A社 49.5.1 2以上取消」と記載されていることから判断すると、2以上事業所勤務届が提出され、申立人は、当時2つの事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人がB社とA社の両事業所に勤務していた時期は、申立人の主張とは異なり、申立期間より前の昭和48年11月から49年4月までの期間であると考えられるところ、当該期間の標準報酬月額は、B社とA社の両事業所の報酬月額が合算の上、算定されているものと推認できる。

また、B社は、「当時のことを知る者はいないので、当時のことは分からない。」としており、同社の当時の事務担当者は、「私は、昭和49年4月にB社に入社し、入社後しばらくの間、申立人から引継ぎを受けた。」と証言している。

さらに、A社は既に解散している上、同社の事業主及び同僚も連絡先不明などのため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立期間において申立人が2つの事業所に勤務していたこと及びその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間においてA社の事務担当者であり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 10 日から同年 12 月 28 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 10 月 8 日まで

私は、昭和33年7月1日から34年4月1日までA社、同年4月10日から同年12月28日までB社C支店、35年8月1日から36年10月8日までD社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

保険料控除が証明できる資料は無いが、いずれの申立期間も、各事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚のうち、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は5人いるが、死亡しているか連絡先不明であるところ、A社は、昭和39年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が当該期間の後に勤務したとするB社C支店の同僚として申立人が記憶している者は、「申立人とは、昭和33年7月に、一緒にB社C支店に入社した。」と証言しているところ、申立人も、「当該同僚とは一緒に入社し、私はその年の12月ごろに当該同僚より後れて退職した。その後、実家の農業を手伝っていた。」としていることから、当該期間については、申立人は、A社ではなく、B社C支店に勤務し、その後は勤務していない期間があったものと考えられる。

なお、B社C支店は、オンライン記録によると、昭和35年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない上、38年9月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っており、適用事業所になった時期の事業主に聴取しても、「厚生年金保険料の控除については記憶が無い。」としている。

申立期間②について、申立人は、B社C支店に勤務していたと主張しているが、上述のとおり、同社同支店で勤務したのは、申立期間①の期間であり、同社同支店を退職した後は、実家の農業を手伝っていたとしていることから、E社で昭和34年9月9日に資格取得するまでは、どの事業所にも勤務していなかったことがうかがえる。

また、当該期間のうち、E社において資格喪失した昭和34年10月19日以降の期間については、申立人は、「E社の次に被保険者記録の有るF社G支店は、E社の下請会社であり、同社とF社G支店は続けて勤務した。最初の数か月は、臨時雇いの扱いで、厚生年金保険の資格取得はしなかった。」としていることから、当該期間はF社G支店の勤務であったが、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、E社は、昭和45年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、D社の現在の事務担当者は、「当社の人事記録に、申立人の氏名は無い。当社の社員が採掘作業をすることはないため、申立人は、当社の下請会社の社員だと思う。」としているところ、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張する現場で勤務していた同社の従業員二人は、「D社から同現場に派遣されていた従業員の中に、申立人と同じ氏名の者はいない。」としている上、そのうちの一人は、「申立人は、D社の下請会社のH社の従業員であった。」としている。

なお、H社は、オンライン記録によると、昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、H社は、昭和47年8月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、H社が適用事業所になった日に資格取得している者のうち一人に聴取したところ、「申立人については、記憶が無い。適用前の期間については、厚生年金保険料の控除は、無かった。」としている。

加えて、申立人が記憶する同僚6人のうち、5人は既に死亡しているか連絡先が不明である上、残りの1人は、申立人について記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月ごろから同年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月ごろから 40 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 2 月ごろに A 社に入社し、同年 7 月まで継続して勤務した。また、同年 10 月ごろから 40 年 1 月 31 日まで B 社で勤務した。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A 社は、昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、適用事業所であったことが確認できない。

また、A 社は、申立人の勤務期間は不明としている上、同社に被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、事業主及び同僚の証言、並びに申立人が保管している昭和 39 年の年賀はがき及び B 社の社名が入った帳面から判断すると、勤務期間は不明だが、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B 社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が記憶している B 社の事業主や同僚についても、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚は、「B 社は厚生年

金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 30 日まで A 社で確かに勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、その期間がすべて空白となっている。同社で厚生年金保険料が控除されていた記憶もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主の証言及び申立人から提出された昭和 60 年から 62 年までの給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間の一部において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社の事業主は、「小さな会社だったから、設立から解散まで一度も厚生年金保険に加入することはなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、上述の源泉徴収票から確認できる社会保険料等の金額は、雇用保険料に相当し、厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

さらに、申立人及び事業主は、「申立期間当時、A 社の従業員は、B 国民健康保険組合に加入していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4270（事案1875の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から26年6月1日まで
前回の申立てについて、平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。
しかし、申立期間にA社B支店に勤務していたのは間違いないので、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和24年10月1日以降のA社B支店での業務内容を覚えており、申立人の職歴メモには、詳細に同社での勤務期間について記載があることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険適用事業所台帳によれば、同社同支店は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所であったことが確認できないこと、申立人が退職するまで一緒に勤務していたとする支店長を含む複数の同僚は、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できること、同社同支店は現存しておらず、当時の同僚の連絡先は不明であること、また、申立人が26年1月から同年2月にかけて受診したとする病院には、当時の記録は残っていないことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 20 日まで
② 昭和 34 年 12 月 25 日から 39 年 4 月 3 日まで

私が勤務したA社は、夫の父親が経営する会社だった。結婚準備のため、昭和 33 年 2 月にいったん退職し、結婚後同社に再び就職した。夫婦で働けば年間 10 万円の貯蓄をし、5 年後に独立させてくれるという約束だったが、約束が果されなかったため、39 年 3 月に夫の父親の了解を得ずに、勝手に同社を辞めて実家に戻った。脱退手当金を申請したことはなく、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日（昭和33年 2 月 20 日）から約 3 か月後の同年 5 月 23 日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、「33220」と申立人の被保険者資格喪失日とみられる記載のほか、「脱退手当金」との判が押されており、当時、当該脱退手当金の裁定庁との間において必要な照会及び回答があったことをうかがわせる記載が認められるなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえない。

また、申立期間①とこれより後の申立期間②の被保険者記号番号とは別番号となっており、申立期間①の脱退手当金を受領したために番号が異なっているものとするのが自然である。

申立期間②について、当該期間の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 16 日から 38 年 12 月 11 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給済みとのことであるが、私には、当該手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月の前後約 3 年以内に資格を喪失し、6 か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を別の事業所等で再取得していない受給資格のある女性 11 人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認したところ、8 人(申立人を含む。)に支給記録が確認できる上、いずれの同被保険者原票にも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

また、前述の 8 人のうち連絡先の把握できた同僚の 1 人は、「退職時に、事業所から脱退手当金の受給意思を確認された。受給を希望すれば事業所が手続をしてくれた。」と証言している。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 38 年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 2 月 10 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給済みと言われたが、A社を退職した時には、全く説明を受けておらず、退職金なども一切受け取っていない。脱退手当金をもらった覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4274 (事案 594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 15 日から 40 年 6 月 25 日まで
前回の申立てについて、平成 20 年 11 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、脱退手当金の請求手続をした記憶も無く、受給もしていない。今回、A社B支店の元労務課長の連絡先及び同僚の厚生年金保険被保険者記録を提出するので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く一連の事務処理に不自然さはないことがえないこと、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時の労務課長の連絡先及び同僚の厚生年金保険被保険者記録を提出し、前回の申立てと同様に、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受け取ったことも無いと主張している。

しかし、今回、申立人が新たな資料として提出した元労務課長の連絡先及び同僚の厚生年金保険被保険者記録を基に、当該元労務課長及び同僚から聴取したものの、その証言から申立人の主張を認める事情はうかがえない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月17日から28年4月19日まで
② 昭和28年4月27日から同年7月8日まで
③ 昭和28年7月8日から32年3月31日まで

平成21年に社会保険事務所(当時)で、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B支店及びC社に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険被保険者資格の取得が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金を支給したとする記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した3事業所の被保険者期間すべてが計算の基礎とされ、かつ、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から46年9月1日まで

60歳前に社会保険庁(当時)から届いた私の年金記録には、厚生年金保険の被保険者記録が無かったため、調査してもらったところ、A社とB社の被保険者記録が見付かったものの、申立期間に勤務していたA社の被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとのことであった。

しかし、私は、A社を退職する際、総務の担当者から、「年金は合算できる。」と教えられたことを記憶しているが、脱退手当金についての説明を受けた記憶は無いし、当然、受給もしていない。

また、申立期間の脱退手当金は、A社を退職してから約3年もたってから受け取ったことになっている上、B社の分は支給対象とされていないなど不自然な点があり、納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び領収証書には、申立人の署名及び押印が確認でき、脱退手当金裁定請求書にはA社発行の昭和46年分退職所得の源泉徴収票が添付されていることも踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。